

港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会（第1回）議事概要

1. 主な議事

- 事務局より、検討委員会の進め方、港湾の堤外地等における高潮災害事例及び対策の現状、検討会の方向性等について説明した上で、委員による意見交換を行った。

2. 主な意見

- 人命を考えた時、安全を守る責任が誰にあるのかは国内の議論でははっきりしていない。この委員会で答えが出るものではないのかもしれないが、重要な視点になると思うので、考慮して検討してほしい。
- ここで語られているリスクは施設のダメージというイメージであるが、実際に堤外地で企業活動や経済・物流活動があるときに、リスクというのはむしろ結果（中・長期的な活動の停止等による損害も含めた総合的な影響評価）で、企業への影響を招く因果関係を追って行って、堤外地が日常行っている社会経済活動のどういう機能が失われ、どのような損害があるのかというところまでやった方がよい。
- リスクが物的被害に依存しすぎていないか。委員会の最終的な目標を考えると避難を含めたソフト対策も入ってくるはず。産業活動を止めてどこかの段階で避難をしなければならないということを考えると、ある意味空振りリスク（警報による業務停止の結果生じる損害）も含めて、産業への影響が物的被害に依らない安全措置に伴うリスクもありうるので、そこも視野に入れてほしい。
- そもそもどのハザードを対象にするのかといったところをしっかりと議論した方がよい。というのも三大湾で検討をする際、湾によってハザードに対する重みが変わってくる。
- 高潮特別警報は普通の高潮警報と概念が異なる。高潮特別警報は台風に関してのみ発表することになっており、930hPaで日本本土を直撃したときには、風・波・潮位全てのものが異常な状態になるということを想定して特別警報を発表することとしている。特別警報は、緊急非常事態というニュアンス。基本的に防災対策は、警報までで全て行い、それでも更に何かやらなければならないことが残っている場合、特別警報で対応するというのが基本的な考え方ではないか。
- 実際に高潮の対策で陸閘や水門を閉めるのは、なかなか自分たちだけではできず、災害協定を結んでいる港湾管理の事業者や、発災後の対策であれば建設業者と一緒にやっていく。時系列的な対策をまとめるにあたっては、そ

ういった方の役割や責任をきちんと書き、啓発をお願いしたい。また、自治体職員が少なくなっている状況なので、IOTを活用した情報の提供など新しい技術を活用した情報提供の検討もお願いしたい。

- この委員会では堤内地はセーフだけど堤外地は危ないという状況をまずはしっかり拾っていかなければならないのではないかと。堤内地も含めて災害が起きるような状況には、より広範で総合的な対策が必要になり、短期間では議論し尽くせないが、マニュアル作成に当たっては、そこも踏まえる必要がある。
- 国・都道府県・市町村からの情報をどう伝えるのかということとはとても大事なことです。もう一つは、企業側の状況を市町村にどう伝えていくのかということも大事な情報なので、その相互コミュニケーションという場で議論して欲しい。
- 三大湾はゼロメートル地帯なので、小規模であっても堤内地は意識していかざるを得ない。最も怖いのは、L1以下の高潮であっても堤内地が被災するというシナリオ。堤外地の対策（例えば漂流物の抑止）を取ることで、防潮ラインを確実に機能させていくことをしっかり検討するなど、ハザードの規模だけではなく、本当の最悪のシナリオがどうなるのかを常に考えておくべき。